

令和3年度

臨時生徒総会

令和4年3月1日（火）15:30～
オンライン開催

目次

- 1 開会の言葉
- 2 生徒会長あいさつ
- 3 校長先生の話
- 4 議事（審議・議決も含む）
 - （1）生徒会則改正
 - （2）選挙管理規定改正
- 5 閉会の言葉



生徒会会則・選挙管理委員会規定 変更案

生徒会会則 変更案

生徒会本部役員の任期の変更（第9条）

選挙管理規定 変更案

- ① 選挙管理委員会の設置時期の変更（第2条3）
- ② 立候補者の選挙活動期間の変更（第6条）
- ③ 投票の仕方についての変更（第7条3，4，5，6，7）

1 会則・規定変更案について

（1）生徒会則変更案について

現規定（一部抜粋）	変更案（一部抜粋）
第2章 役員 第9条（任期） 役員の任期は、11月1日から翌年10月31日までとする。	第2章 役員 第9条（任期） 任期は、2学期始業式から次年度2学期始業式前日までの1年間とする。

（2）選挙管理規定の変更案について

現規定（一部抜粋）	変更案（一部抜粋）
第2条（選挙管理委員会） 3. 選挙管理委員会は、投票の3週間前に発足し、選挙終了後、当選者を発表し、学校長の任命が終わったのちに解散する。 第6条（選挙活動期間） 選挙活動は立候補届を提出した日から投票日前日までとする。 第7条（投票） 3. 投票は立会演説会の翌朝（7：45～8：10）に行う。 4. 登校した順に投票所となる体育館に行って投票する。	第2条（選挙管理委員会） 3. 選挙管理委員会は、適切な時期に発足し、選挙終了後、当選者を発表し、学校長の任命が終わったのちに解散する。 第6条（選挙活動期間） 選挙活動は立候補届の提出期限日から投票日前日までとする。 第7条（投票） 3. 投票は立会演説会の終了後、計画に則り行う。 4. 投票立会人は選挙管理委員が行う。 5. 指定された日時以外の投票は無効にする。

5. 投票立会人は選挙管理委員が行う。 6. 指定された日時以外の投票は無効にする。 7. 立候補者が定員の場合は信任投票とし過半数をもって信任とする。なお、不信任の場合は再選挙を行う。 8. 次の投票は無効とする。 (1) 会長・副会長，男・女それぞれ2名以上選出したもの。 (2) 落書きがあるもの。判断できないもの。 (3) 書く欄を間違えたもの。	6. 立候補者が定員の場合は信任投票とし過半数をもって信任とする。なお、不信任の場合は再選挙を行う。 7. 次の投票は無効とする。 (1) 会長・副会長，男・女それぞれ2名以上選出したもの。 (2) 落書きがあるもの。判断できないもの。 (3) 書く欄を間違えたもの。
--	---

※修正された箇所は、赤字となっています。